

大阪市営住宅管理システムの再構築に係る調達支援業務委託

質問回答

大阪市都市整備局住宅部管理課(管理企画グループ)

仕様書等に関する質問票

案件名称	大阪市営住宅管理システムの再構築に係る調達支援業務委託
------	-----------------------------

回答日	令和8年3月6日
-----	----------

項番	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
1	(資料1) 入札説明書	P.7	13	11(4)ヒアリング	ヒアリングに参加できる人数に制限はございますでしょうか。	人数の制限はありませんが、提案書等の説明及び質疑応答に必要な人数としてください。
2	(資料1) 入札説明書	P.7	16	11(4)ヒアリング 時における質問応答	「業務責任者として従事させる予定の者が質問に回答すること。」との記載がありますが、専門的・技術的な内容に係る回答補足等を行う場合は責任者以外の他の参加者に発言させることは可能でしょうか。	原則として業務責任者（予定者）に回答していただきますが、応答の補足として他の参加者から発言いただくことは可能です。
3	(資料2) 業務委託仕様書	P.5		5(1)【各種手続きの オンライン化】	オンライン化に伴い、新たに住民向けサイトを構築する認識です。募集については、指定管理者の既存サイトが存在すると理解していますが、同機能の重複は許容されますでしょうか。	次項目の5(1)【入居者募集業務の機能追加】に記載のとおり、再構築においてシステムに入居者募集の機能を追加することで、既存サイトは使用せず本システムを使用することを想定しているため、再構築期間において既存サイトと機能が重複することは問題ありませんが、運用においては重複しない想定です。
4	(資料2) 業務委託仕様書	P.7	24	5(4)予算要求支援 (RFIの実施・分析)	「令和8年度中に、複数社（5社以上）に対してRFI（情報提供依頼）を実施すること」との記載がありますが、貴市を通じてではなく受注者が直接、候補となる事業者にRFIを実施する想定でしょうか。	事業者への依頼は受注者が実施する想定ですが、発注者と協議のうえ実施していただくこととなります。
5	(資料2) 業務委託仕様書	P.7	24	5(4)予算要求支援 (RFIの実施・分析)	「令和8年度中に、複数社（5社以上）に対してRFI（情報提供依頼）を実施すること」との記載がありますが、依頼をしたものの有効な回答が5社未満になった場合、本業務の仕様違反となりますでしょうか。 (例：候補事業者10社に対し依頼を行ったものの、回答が3社にとどまった場合等を想定しています。)	仕様違反とはなりません。発注者と協議のうえ複数社から有効な回答が得られるよう努めてください。

項番	資料名称	該当頁	該当行	該 当 項 目	質 問 内 容	回 答
6	(資料2) 業務委託仕様書	P.8	24	5(7) 調達手続き支援	「また、「特定個人情報保護評価用資料案」や「広報等に係る資料案」について本市の指示に基づき作成を行い発注者の承諾を受けること。」との記載がありますが、このうち、「広報等に係る資料案」とはどういった使用目的・内容の資料を想定されていますでしょうか。	入居者等に再構築後のオンライン手続きを利用してもらうための広報及び、オンライン利用が困難な入居者等への手続き案内のための広報などに係る資料案を想定しています。
7	(資料2) 業務委託仕様書	P.8	24	5(7) 調達手続き支援	「また、「特定個人情報保護評価用資料案」や「広報等に係る資料案」について本市の指示に基づき作成を行い発注者の承諾を受けること。」との記載がありますが、貴市の指示に基づく資料作成を行うにあたり、作成基準や内容、ガイドラインなどあらかじめ定められたものがある認識でよろしいでしょうか。	「特定個人情報保護評価用資料案」は地方公共団体情報システム機構により作成された資料がありますが「広報等に係る資料案」については特に定められたものではありません。
8	(資料2) 業務委託仕様書	P.9 別紙9		6実施スケジュール (想定) 成果物一覧及び納入 予定時期	スケジュール上の中間報告、最終報告等のマイルストーンの有無と時期をご教示ください。また、予算、公示等に影響する成果物は変更しない前提で、アプローチにより成果物の提出時期を変更することは可能でしょうか。	現時点では仕様書に記載した以外のマイルストーンはありませんが、成果物について必要に応じて中間報告を求める場合があります。また、別紙9の「成果物の納入予定時期」については、現時点の予定ですので、5(8)①に記載のとおり「業務実施計画書」を作成し、発注者の承認を受けていただく必要があります。その際に改めてご確認ください。
9	(資料4) 提案書作成要領	P.1	19, 23	1.2 (2) 電子媒体	(電子媒体に格納するデータ範囲) 媒体A、Bともに「紙媒体の提案書として作成した」との記載があります。ここにいう提案書とは、1. 1 (1)～(5)までのすべての書類を指す認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

項番	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
10	(資料4) 提案書作成要領	P.3	17~33	2.2 本業務と同種又は類似業務の実績調書(様式1)にかかる留意事項 2.3 配置予定従事者の経歴・従事業務調書(様式2)にかかる留意事項 2.4 業務実施体制表・プロジェクト実施体制図(様式3)にかかる留意事項 2.5 価格算定書にかかる留意事項	(電子媒体に格納する副本データの措置) 上記認識のとおりの場合、1.1(2)~(5)の書類に係る副本についても、「入札参加者の商号又は名称が特定できないようにすること」が必要との認識でよろしいでしょうか。 ※2.2以降の留意事項には副本に係る措置内容が示されていないため確認させていただきました。	お見込みのとおりです。 なお、紙媒体についても1.1(2)~(5)の書類に係る副本については、2.1(7)に記載のとおり本文中を含めて「当社・「当団体」等と表現するか、または塗りつぶしにより、入札参加者の商号又は名称が特定できないようにしてください。
11	(資料4) 提案書作成要領	P.2	15	2.1提案書本編にかかる留意事項	(提案書の副本の袋綴じについて) 「提案書の副本は袋綴じ及び押印せず」との記載がありますが、提案書本編、各様式、価格算定書のうち複数枚にわたるものは、それぞれホッチキス止めをすることは差し支えございませんでしょうか。(資料の散逸等を防止するためとなります。)	差し支えありません。
12	(資料4) 提案書作成要領	P.3	31	2.5価格算定書にかかる留意事項 価格算定書の内訳	2.5に記載の留意事項に沿った価格算定書を作成するにあたり、年度ごとの費用内訳がわかる形で提示することは必須でしょうか。	必須ではありません。
13	(資料5) 落札者決定基準	別紙		業務実施体制	提案書評価項目「II 業務実施体制」につきましては、「05_(資料4)提案書作成要領」の「表1 提案書本編の順序構成」に記載がないのですが、提案書本編には記載せず、様式1~3にのみ記載するものとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

※「質問内容」は、原文のまま記載しています。